

令和元年（2019年）第12回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1 報告第12号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（令和元年度12月補正予算額（教育関係）について）の 意思決定について
2 議案第22号	令和2年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和2年度枚方市立小中学校教職員 人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について
3 議案第23号	令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について
4 議案第24号	枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の 制定について

○開催日時 令和元年（2019年）12月20日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和元年(2019年)12月20日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第21号 議会の議決事項（令和元年度12月補正予算額（教育関係）
について）の意思決定について

臨時代理第 21 号

議会の議決事項（令和元年度 12 月補正予算額（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和元年（2019年）11月21日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

令和元年度12月補正予算額（教育関係）

令和元年度12月補正予算額（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
9. 教育費	14,862,050	35,323	14,897,373	-	-	-	35,323
(項)							
(1) 教育総務費	3,752,582	22,361	3,774,943	-	-	-	22,361
1. 教育委員会費	8,929	-	8,929	-	-	-	-
2. 事務局費	2,734,961	4,219	2,739,180	-	-	-	4,219
3. 教育研究費	941,524	18,142	959,666	-	-	-	18,142
4. 教育文化センター費	67,168	-	67,168	-	-	-	-
(項)							
(2) 小学校費	3,120,096	▲ 4,134	3,115,962	-	-	-	▲ 4,134
1. 小学校管理費	2,641,273	▲ 4,134	2,637,139	-	-	-	▲ 4,134
2. 小学校教育振興費	348,523	-	348,523	-	-	-	-
3. 小学校保健衛生費	130,300	-	130,300	-	-	-	-
(項)							
(3) 中学校費	2,206,424	122	2,206,546	-	-	-	122
1. 中学校管理費	1,923,407	122	1,923,529	-	-	-	122
2. 中学校教育振興費	225,246	-	225,246	-	-	-	-
3. 中学校保健衛生費	57,771	-	57,771	-	-	-	-
(項)							
(4) 幼稚園費	474,889	10,813	485,702	-	-	-	10,813
1. 幼稚園費	474,889	10,813	485,702	-	-	-	10,813
(項)							
(5) 社会教育費	2,094,034	3,141	2,097,175	-	-	-	3,141
1. 社会教育総務費	100,401	278	100,679	-	-	-	278
2. 文化財保護費	376,772	317	377,089	-	-	-	317
3. 図書館費	1,616,861	2,546	1,619,407	-	-	-	2,546
(項)							
(6) 保健体育費	3,214,025	3,020	3,217,045	-	-	-	3,020
1. 保健体育総務費	174,466	1,235	175,701	-	-	-	1,235
2. 学校開放事業費	2,952	-	2,952	-	-	-	-
3. スポーツ施設費	446,587	-	446,587	-	-	-	-
4. 学校給食費	2,590,020	1,785	2,591,805	-	-	-	1,785
(款)							
3. 民生費	1,123,750	4,893	1,128,643	-	-	-	4,893
(項)							
(2) 児童福祉費	1,123,750	4,893	1,128,643	-	-	-	4,893
1. 児童福祉総務費	94,954	330	95,284	-	-	-	330
10. 留守家庭児童対策費	1,028,796	4,563	1,033,359	-	-	-	4,563

※教育費には、市長部局が執行する予算額を含みます。

令和元年度12月補正予算概要説明（歳出）

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 9. 教育費 35,323		
(項) (1) 教育総務費 22,361		
2. 事務局費 4,219	2. 給料 477 3. 職員手当等 3,061 4. 共済費 681	1. 人件費 4,219 (1) 特 別 職 67 ア. 手 当 63 イ. 共 済 費 4 (2) 一般職員 4,045 (3) 任期付職員 107
3. 教育研修費 18,142	2. 給料 184 3. 職員手当等 1,262 4. 共済費 261 18. 備品購入費 16,435	1. 人件費 1,707 (1) 任期付職員 1,707 2. 学校園活性化事業経費 16,435 備 16,435
(項) (2) 小学校費 ▲ 4,134		
1. 小学校管理費 ▲ 4,134	3. 職員手当等 307 4. 共済費 59 11. 需用費 ▲ 4,500	1. 人件費 366 (1) 一般職員 281 (2) 任期付職員 85 2. 運営経費 ▲ 4,500 (1) 諸経費 ▲ 4,500 光 ▲ 2,500 修 ▲ 2,000
(項) (3) 中学校費 122		
1. 中学校管理費 122	3. 職員手当等 102 4. 共済費 20	1. 人件費 122 (1) 一般職員 122
(項) (4) 幼稚園費 10,813		
1. 幼稚園費 10,813	2. 給料 17 3. 職員手当等 664 4. 共済費 1,540 7. 賃金 4,092 11. 需用費 4,500	1. 人件費 811 (1) 一般職員 508 (2) 任期付職員 303 2. 運営経費 8,002 (1) 臨時講師等経費 5,502 共 1,410 賃 4,092 (2) 諸経費 2,500 修 2,500 3. 学校園施設改善事業経費 2,000 (1) 学校園施設改善事業経費 2,000 ア. 修 繕 料 2,000
(項) (5) 社会教育費 3,141		

令和元年度12月補正予算概要説明（歳出）

款 項 目	節	概 要 説 明	
1. 社会教育総務費 278	2. 給料 36 3. 職員手当等 196 4. 共済費 46	1. 人件費 (1)一般職員 278	278
2. 文化財保護費 317	2. 給料 50 3. 職員手当等 216 4. 共済費 51	1. 人件費 (1)一般職員 283 (2)任期付職員 34	317
3. 図書館費 2,546	2. 給料 642 3. 職員手当等 1,532 4. 共済費 372	1. 人件費 (2)一般職員 1,068 (4)任期付職員 1,478	2,546
(項) (6) 保健体育費 3,020			
1. 保健体育総務費 1,235	2. 給料 33 3. 職員手当等 169 4. 共済費 38 11. 需用費 995	1. 人件費 (2)一般職員 240 2. オリンピック・パラリンピック関連事業経費 消 885 印 110 995	240 995
4. 学校給食費 1,785	2. 給料 267 3. 職員手当等 1,224 4. 共済費 294	1. 人件費 (1)一般職員 1,785	1,785
(款) 3. 民生費 4,893			
(項) (2) 児童福祉費 4,893			
1. 児童福祉総務費 330	2. 給料 42 3. 職員手当等 234 4. 共済費 54	1. 人件費 (1)一般職員 330	330
10. 留守家庭児童対策費 4,563	2. 給料 1,615 3. 職員手当等 2,360 4. 共済費 588	1. 人件費 (1)任期付短時間職員 4,563	4,563

債務負担行為設定分

事業名	限度額	期間年度
学校園連絡物小包配送業務委託	27,921	R2 ～ R4
学習環境整備事業	169	R1 ～ R2
学校給食調理場関連業務委託	49,786	R1 ～ R2
学校園健康診断委託	20,403	R1 ～ R2
AED賃借料	1,964	R1 ～ R4
メール配信事業経費	2,045	R1 ～ R2
教師用教科書・指導書購入経費	101,512	R1 ～ R2
中学校武道経費	9,139	R1 ～ R2
部活動指導協力者派遣事業	294	R1 ～ R2
日本語・多文化共生教室開催経費	125	R1 ～ R2
楠葉台場跡管理委託	21,740	R1 ～ R2
旧田中家鋳物民俗資料館燻蒸処理委託	212	R1 ～ R2
埋蔵文化財発掘等委託	12,948	R1 ～ R2
市立枚方宿鍵屋資料館指定管理料	116,890	R1 ～ R6
大相撲枚方場所チケット購入経費	1,200	R1 ～ R2
野外活動センター運営委託	31,090	R1 ～ R2
野外活動センター用地賃借料	1,400	R1 ～ R2
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	2,534	R1 ～ R2
東部公園野球場管理運営業務委託	8,386	R1 ～ R2
総合体育大会等開催委託	35,839	R1 ～ R2
民間体育施設開放事業委託	5,859	R1 ～ R2
留守家庭児童会室傷害保険料	3,000	R1 ～ R2
小中学校団体貸出図書配本委託	660	R1 ～ R2
香里ヶ丘図書館指定管理	211,830	R1 ～ R4
庁舎等維持管理委託	296,302	
庁舎等維持清掃委託	39,467	
庁舎等維持警備委託	404,795	
電算システム等保守委託	898	
電算システム等保守賃借料	285,468	

議案第22号

令和2年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和2年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019年)12月20日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和2年度の教職員人事を行う。

記

1. 園長の人事

幼稚園の総括的な責任者として管理運営に当たる園長については、高い識見と経営管理能力及び実務経験が求められるため、園運営上の効果等を考慮し配置する。

(1)配置換

園運営上の能力等を十分考慮して適切に行う。

(2)主幹園長任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)採用

採用選考は、必要に応じて実施する。

2. 教諭の人事

(1)配置換

各園の実情を勘案し、適正に行う。

(2)主査教諭、主任教諭任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)新規採用

新規採用者は、必要に応じて配置する。

3. その他留意事項

支援教育の充実を図るための教職員の配置等については考慮する。

令和 2 年度枚方市立幼稚園人事基本方針（新）	平成 31 年度枚方市立幼稚園人事基本方針（旧）
<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和 2 年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕 	<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>平成 31 年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕

教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。

そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和2年度の教職員人事を行う。

なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。

記

1. 校長及び教頭の人事

学校の総括的な責任者として学校経営に当たる校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力及び教育改革実現に向けた積極的な態度が求められるため、学校運営上の効果等を考慮し配置する。その際、他市との交流も勘案する。

2. 一般教職員人事

(1)異動及び配置換

異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。

- ア. 「学校園の管理運営に関する指針」に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。
- イ. 学校運営上の効果及び学校の実情に応じて計画的な異動等を行う。
- ウ. 他市との人事交流を積極的に推進する。

(2)新規採用

教育者としての熱意と活力及び教育的識見を高めることができる学校に新規採用者を配置する。

3. 女性教職員の人事

- (1)経験豊かな女性教職員を学校運営の中で活用できるよう考慮する。
- (2)教頭等の任用については、積極的に考慮する。

令和2年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（新）	平成31年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（旧）
<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和2年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>	<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>平成31年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>

「平成31年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1. 校長及び教頭の人事について

(1)校長

ア. 異動等

学校経営上の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 採用内申

積極的な学校経営を期待しうる人材を任用するために、「枚方市小中学校校長候補者選考要領」等に従い、次の基準により内申する。

- ① 人格が高潔で指導力に富み、教育について高い識見と学校経営管理能力を有する者
- ② 柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕など優れたリーダーシップを有する者

(2)再任用校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度及び退職前年度の校長としての人事評価が上位3区分（「A」以上）で、いずれかが上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

(3)教頭

ア. 異動等

現任校における勤務年数及び学校運営上の能力等を考慮するとともに、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 人格が高潔で実践力に富み、教育に対する高い識見と計画性を有し、学校運営能力を備えている者
- ② 教育経験豊かで、指導力、校務処理能力にすぐれた者

(4)再任用教頭

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

2. 教職員の人事について

・異動及び配置換

ア. 教職員の配置については、主任制をはじめとする秩序ある学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の具申及び指導経過を尊重する。

イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。ただし、養護教諭、栄養教諭、事務職員の勤務年数は、概ね4～6年を目途とする。

ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。

エ. 校長のリーダーシップが発揮される学校に、教育改革推進のための加配教員を配置する。

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1)大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

(2)定年退職予定の校長又は教頭のうち、教育への情熱、豊富な知識、優れた実績を有するものを、それぞれ校長又は教頭として必要に応じ、再任用する。

令和2年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（新）	平成31年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（旧）
<p>「<u>令和2年度</u>枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申 [略]</p> <p>(3) 教頭 [略]</p> <p>(4) 再任用教頭 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換 ア. [略] イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。<u>ただし、養護教諭、栄養教諭、事務職員の勤務年数は、概ね4～6年を目途とする。</u> ウ. [略] エ. [略]</p> <p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について</p> <p>(1) [略] (2) [略]</p>	<p>「<u>平成31年度</u>枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申 [略]</p> <p>(3) 教頭 [略]</p> <p>(4) 再任用教頭 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換 ア. [略] イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。</p> <p>ウ. [略] エ. [略]</p> <p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について</p> <p>(1) [略] (2) [略]</p>

議案第23号

令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和元年(2019年)12月20日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

1. 内容

令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和2年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

3. 参考書類

(1) 令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】

・・・1部 別紙1のとおり

(2) 令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

・・・1部 別紙2のとおり

議案第24号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の
制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を
求める。

令和元年(2019年)12月20日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「限り、」の次に「校長が」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（障害のある職員についての特例）

第6条 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、校長が別に定める。

- (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第1条～第4条 [略] （育児又は介護を行う職員についての特例）</p> <p>第5条 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、<u>校長が別に定める。</u></p> <p>(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎</p> <p>(3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護 <u>（障害のある職員についての特例）</u></p> <p><u>第6条 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員</u> <u>の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合</u> <u>における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、校長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者</u> <u>又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員</u> （週休日の振替等）</p> <p>第7条 [略] （委任）</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>第1条～第4条 [略] （育児又は介護を行う職員についての特例）</p> <p>第5条 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎</p> <p>(3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第6条 [略] （委任）</p> <p>第7条 [略]</p>